

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
規 則	
○北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部を改正する規則……………（子ども未来推進局）	23
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（総務部総務課）	25
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定…（循環型社会推進課）	26
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	26
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	27
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	27
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	27
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	27
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	27
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（建築整備課）	28
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	28
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	30
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	30

規 則
北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年12月12日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第86号 北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部を改正する規則 北海道児童福祉施設費用徴収規則（昭和62年北海道規則第18号）の一部を次のように改正する。 第2条中「第6条の2第1項」を「第6条の3第1項」に改め、第2号及び第3号を削り、

同条第4号中「未成人被措置者」を「被措置児童等」に改め、同号を同条第2号とし、同条第5号を同条第3号とする。

第3条第1項中「成人被措置者、成人被措置者の扶養義務者、未成人被措置者」を「被措置児童等」に、「成人被措置者にあつては別表第1、総合振興局長等の母子保護等を受けた者の扶養義務者、成人被措置者の扶養義務者、未成人被措置者の扶養義務者又は児童自立生活援助事業所入居者にあつては別表第2」を「別表」に改める。

第6条ただし書中「受けた場合」の次に「（助産施設への入所の措置を受けた場合を除く。）」を加え、「被措置者の属する世帯」を「助産施設への入所の措置を受けた場合及び被措置児童等」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改める。

附則第3項を削る。

附則第4項中「助産施設及び母子生活支援施設への入所等の措置等が採られた被措置者」を「母子保護等を受けた者」に、「別表第2」を「別表」に、「である世帯」を「であるもの」に、「D階層に属する世帯」を「D階層に属するもの」に改め、「、「2,200円」とあるのは「1,000円」と」及び「と、「3,300円」とあるのは「1,900円」」を削り、同項を附則第3項とする。

別表第1を削る。

別表第2中「扶 養 義 務 者 費 用 徴 収 基 準」を「費用徴収基準」に改め、表の部分を次のように改める。

被措置者の属する世帯の税額等による階層区分		徴収金の額		
		入所施設（月額）	通所施設（月額）	乳児院（短期入所）
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円	0円
B	当該年度分の市町村民税が非課税の世帯（A階層に属する世帯を除く。）	2,200円	1,100円	0円
C 1	当該年度分の市町村民税が課税されている世帯	4,500円	2,200円	前年分の所得税の額が60,000円以下の場合 日額

	帯で、市町村 住民税の額 が右の区分 であるもの （A階層又 はD階層に 属するもの を除く。）	所得割の額がある 世帯	6,600円	3,300円	1,000円
D 1	前年分の所得 税が課税さ れている世 帯で、所得 税の額が右 の額である もの（A階 層又はB階 層に属する ものを除く 。）	15,000円以下	9,000円	4,500円	前年分の所得 税 の 額 が 60,001円以 上の場合 日額 2,000円
D 2		15,001円以上 40,000円以下	13,500円	6,700円	
D 3		40,001円以上 70,000円以下	18,700円	9,300円	
D 4		70,001円以上 183,000円以下	29,000円	14,500円	
D 5		183,001円以上 403,000円以下	その月のその 被措置者に係 る措置費の支 弁額（その額 が41,200円を 超えるときは、 41,200円とす る。）	20,600円	
D 6		403,001円以上 703,000円以下	その月のその 被措置者に係 る措置費の支 弁額（その額 が54,200円を 超えるときは、 54,200円とす る。）	その月のその 被措置者に係 る措置費の支 弁額（その額 が27,100円を 超えるときは、 27,100円とす る。）	
D 7		703,001円以上 1,078,000円以下	その月のその 被措置者に係 る措置費の支 弁額（その額 が68,700円を 超えるときは、 68,700円とす る。）	その月のその 被措置者に係 る措置費の支 弁額（その額 が34,300円を 超えるときは、 34,300円とす る。）	

D 8	1,078,001円以上 1,632,000円以下	その月のその 被措置者に係 る措置費の支 弁額（その額 が85,000円を 超えるときは、 85,000円とす る。）	その月のその 被措置者に係 る措置費の支 弁額（その額 が42,500円を 超えるときは、 42,500円とす る。）
D 9	1,632,001円以上 2,303,000円以下	その月のその 被措置者に係 る措置費の支 弁額（その額 が102,900円 を超えると きは、102,900 円とする。）	その月のその 被措置者に係 る措置費の支 弁額（その額 が51,400円を 超えるときは、 51,400円とす る。）
D 10	2,303,001円以上 3,117,000円以下	その月のその 被措置者に係 る措置費の支 弁額（その額 が122,500円 を超えると きは、122,500 円とする。）	その月のその 被措置者に係 る措置費の支 弁額（その額 が61,200円を 超えるときは、 61,200円とす る。）
D 11	3,117,001円以上 4,173,000円以下	その月のその 被措置者に係 る措置費の支 弁額（その額 が143,800円 を超えると きは、143,800 円とする。）	その月のその 被措置者に係 る措置費の支 弁額（その額 が71,900円を 超えるときは、 71,900円とす る。）
D 12	4,173,001円以上 5,334,000円以下	その月のその 被措置者に係 る措置費の支 弁額（その額 が166,600円 を超えると きは、166,600 円とする。）	その月のその 被措置者に係 る措置費の支 弁額（その額 が83,300円を 超えるときは、 83,300円とす る。）

D13		5,334,001円以上 6,674,000円以下	その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（その額が191,200円を超えるときは、191,200円とする。）	その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（その額が95,600円を超えるときは、95,600円とする。）	
D14		6,674,001円以上	その月のその被措置者に係る措置費の支弁額		

別表第2末尾欄外注中11の事項を12の事項とし、10の事項を11の事項とし、同注9の事項中「については、この表の規定にかかわらず、被措置者の年齢が20歳未満の場合の欄を適用するものとする。この場合において、当該被措置者に出産給付費」を「出産育児一時金」に、「当該出産給付費」を「当該出産育児一時金」に改め、同事項を同注10の事項とし、同注8の事項中「児童又は」の次に「児童養護施設若しくは」を加え、同事項を同注9の事項とし、同注7の事項中「被措置者の属する世帯」を「被措置者（助産施設への入所の措置を受けた者を除く。以下この事項において同じ。）の属する世帯」に改め、同事項(1)中「未成人被措置者」を「被措置者」に、「事情にある世帯を含む」を「事情にある世帯を含み、児童自立生活援助事業所入居者は当該世帯とみなす」に改め、同事項(3)中「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に、「第5条第5項」を「第5条第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「同条第13項」を「同条第12項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に改め、同事項を同注8の事項とし、同注6の事項中「5の規定」を「6の規定」に、「被措置者の属する世帯」を「被措置児童等」に改め、「扶養義務者が法」の次に「第21条の5の2の障害児通所給付費又は法」を加え、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、「又は同一世帯の児童が障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する児童デイサービスを利用している場合」を削り、同事項(1)中「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に、「障害児施設の」を「法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等（以下「指定障害児入所施設等」という。）の」に改め、同事項(2)中「障害児施設」を「指定障害児入所施設等」に改め、同事項を同注7の事項とし、同注5の事項を同注6の事項とし、同注4の事項中「、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部」を削り、同事項を同注5の事項とし、同注3の事項中「肢体不自由児療護施設」を「障害児入所施設」に改め、「、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設」、「、肢体不自由児施設入所部」及び「、重症心身障害児施設」を削り、同事項を同注4の事項とし、同注2の事項中「」の規定」の次に「並びに控除廃止の影響を受ける

費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の定め」を加え、「及び第2項各号」を「（同条第2項各号）に改め、「限る。）」の次に「に掲げる寄附金に適用する場合に限る。）」を加え、「第92条第1項並びに」を「第92条第1項及び」に、「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項、第2項及び第6項」に、「第41条の3の2第4項及び第5項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項」に、「第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項の規定並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は」を「第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項の規定並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項の規定は、」に改め、同事項を同注3の事項とし、同注1の事項中「、第314条の8、同法附則第5条第3項並びに同法附則第5条の4第6項」を「及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同事項を同注2の事項とし、同事項の前に次の1事項を加え、同表を別表とする。

- 1 この表において「被措置者」とは、母子保護等を受けた者、被措置児童等及び児童自立生活援助事業所入居者をいう。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道児童福祉施設費用徴収規則第2条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定により徴収することとされている入所等の措置等に要する費用については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第794号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成26年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称（各1時間当たりの単価）及び数量
- 北海道庁本庁舎構内除雪業務 一式
- | | |
|-------------|---------|
| (1) 除雪ドーザー | 705時間 |
| (2) ダンプトラック | 1,520時間 |
| (3) ホイルローダー | 335時間 |
| (4) バックホウ | 253時間 |
| (5) 除雪作業員 | 1,651時間 |

- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成26年11月27日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏 名 株式会社佐野重機
- (2) 住 所 札幌市西区発寒4条6丁目2番37号
- 4 随意契約に係る契約金額
- (1) 19,500円
- (2) 9,500円
- (3) 8,800円
- (4) 12,000円
- (5) 2,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道総務部総務課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第795号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。

- 平成26年12月12日
- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1(1) 指 定 番 号 第334号
- (2) 指 定 の 区 域 古宇郡神恵内村大字神恵内村字トーマル2149番（次の図に示す部分に限る。）
- (3) 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第13条の2第3号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第12条の31第2号
- 2(1) 指 定 番 号 第335号
- (2) 指 定 の 区 域 余市郡赤井川村字都139番1（次の図に示す部分に限る。）
- (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号
- 3(1) 指 定 番 号 第336号

- (2) 指 定 の 区 域 寿都郡寿都町字政泊町政泊50番1、50番3、52番、53番、54番、55番、59番3（以上7筆について、次の図に示す部分に限る。）
- (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号
- 4(1) 指 定 番 号 第337号
- (2) 指 定 の 区 域 余市郡余市町美園町463番1、476番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号
- 5(1) 指 定 番 号 第338号
- (2) 指 定 の 区 域 虻田郡倶知安町字比羅夫266番4（次の図に示す部分に限る。）
- (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号
- 6(1) 指 定 番 号 第339号
- (2) 指 定 の 区 域 虻田郡留寿都村字三ノ原204番1、206番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道環境生活部環境局循環型社会推進課及び後志総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第796号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新篠津土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成26年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ					
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所	
就 任	平成26.11.24	理 事	吉 野 敬 一	石狩郡新篠津村第40線北8番地	
同	同	同	吉 岡 実	同 新篠津村第46線北2番地	
同	同	同	高 田 美 樹	同 新篠津村第47線北73番地	
同	同	同	瀬 能 聖 一	同 新篠津村字袋達布71番地	
同	同	同	五十嵐 正 範	同 新篠津村第48線北31番地	
同	同	同	白 木 輝 彦	同 新篠津村第39線南38番地	
同	同	同	林 和 彦	同 新篠津村第42線南3番地	
同	同	同	今 田 浩 二	同 新篠津村第44線北29番地	
同	同	監 事	橋 永 二	同 新篠津村第42線南20番地	
同	同	同	阿 部 保	同 新篠津村第43線北11番地	
退 任	同 26.11.23	理 事	吉 野 敬 一	同 新篠津村第40線北8番地	
同	同	同	吉 岡 実	同 新篠津村第46線北2番地	

同	同	同	黒 壁 聡 同	新篠津村第46線北35番地	2 指 定 の 目 的	土砂の流出の防備
同	同	同	飛 田 幸 喜 同	新篠津村第38線南35番地	3 指 定 施 業 要 件	
同	同	同	高 田 美 樹 同	新篠津村第47線北73番地	(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法	
同	同	同	松 本 一 美 同	新篠津村第41線南 8 番地	ア 次の森林については、主伐は、択伐による。	
同	同	同	岡 泰 一 同	新篠津村第47線北49番地	東町ちのみ2丁目95の1、99の1、99の2、103の7	
同	同	同	瀬 能 聖 一 同	新篠津村字袋達布71番地	イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	
同	同	監 事	東 出 勝 廣 同	新篠津村第44線北14番地	ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
同	同	同	橘 永 二 同	新篠津村第42線南20番地	エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	

北海道告示第797号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成26年12月1日、新篠津土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第798号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成26年12月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成26年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事 業	の 種 類	縦 覧 場 所
生田原	畑地帯総合整備 [担い手支援型]	（農業用排水施設、区画整理、暗渠排水、土層改良）	北海道オホーツク総合振興局
更 南	同	（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗渠排水、土層改良）	北海道十勝総合振興局

北海道告示第799号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成26年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 浦河郡浦河町東町ちのみ2丁目95の1・99の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、99の2、103の6、103の7

2 指 定 の 目 的	土砂の流出の防備
3 指 定 施 業 要 件	
(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法	
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。	
東町ちのみ2丁目95の1、99の1、99の2、103の7	
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種	次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）	

北海道告示第800号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 余市郡余市町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び余市町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第801号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成26年12月12日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 指定施業要件変更予定保安林 沙流郡日高町・平取町・新冠郡新冠町（以上3町について次の図に示す部分に限る。）の所在場所 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 3 変更後の指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 日高町・平取町・新冠町（以上3町について次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第802号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成26年12月12日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 (1) 札幌医科大学教育研究施設Ⅰ改築工事（1工区） 一式 (2) 札幌医科大学教育研究施設Ⅰ改築工事（2工区） 一式 (3) 札幌医科大学教育研究施設Ⅰ改築工事（3工区） 一式 (4) 札幌医科大学教育研究施設Ⅰ改築工事（4工区） 一式 2 落札を決定した日 平成26年10月22日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 岩田地崎・丸彦渡辺・萩原特定建設工事共同企業体 代表企業 岩田地崎建設株式会社 イ 住 所 札幌市中央区北2条東17丁目2番地 (2)ア 氏 名 戸田・田中特定建設工事共同企業体 代表企業 戸田建設株式会社 イ 住 所 東京都中央区京橋1丁目7番1号	(3)ア 氏 名 伊藤・岩倉・宮坂特定建設工事共同企業体 代表企業 伊藤組土建株式会社 イ 住 所 札幌市中央区北4条西4丁目1番地 (4)ア 氏 名 大林・中山・菱中特定建設工事共同企業体 代表企業 株式会社大林組 イ 住 所 東京都港区港南2丁目15番2号 4 落札金額 (1) 1,865,000,000円 (2) 1,260,000,000円 (3) 1,224,000,000円 (4) 1,605,000,000円 5 契約の相手先を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成26年8月8日付け北海道告示第560号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道建設部建築局建築整備課 (2) 住 所 札幌中央区北3条西6丁目
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道空知総合振興局告示第20号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成26年12月12日 北海道空知総合振興局長 山 根 康 徳 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 着地マット（跳馬用） 1組 イ 着地マット（段違い平行棒用） 1組 ウ 着地マット（平均台用） 1組 エ 助走路（跳馬用） 2組 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納 入 期 限 平成27年3月25日	

(4) 納 入 場 所 北海道立野幌総合運動公園 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成26年12月12日（金）から平成27年1月6日（火）まで（日曜日、土曜日、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成26年12月29日から同月31日までの日及び平成27年1月2日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道空知総合振興局札幌建設管理部3階第1会議室（送付による場合は、郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課） (2) 入 札 日 時 平成27年1月14日（水）午前10時（送付による場合は、同年1月13日（火）までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。	(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 平成26年10月21日付け北海道空知総合振興局告示第18号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道空知総合振興局札幌建設管理部のホームページ（http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/skk/index.htm）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 ア 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課 イ 所 在 地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目 ウ 電 話 番 号 011-561-0384 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Set Landing Mats for “Vaulting Table” Quantity 1 b Set Landing Mats for “Uneven Bars” Quantity 1 c Set Landing Mats for “Balance Beam” Quantity 1 d Runway with Limitation Device Quantity 2 B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 14, 2015 (If mailed, bids must arrive no later than January 13, 2015) C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration Sapporo Department of Public Works Management, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami 11-jo Nisi 16-chome, Chuo-ku, Sapporo 064-0811 Japan
---	---

Phone : 011-561-0384

北海道上川総合振興局告示第137号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年12月12日

北海道上川総合振興局長 紺 谷 ゆみ子

- 1 落札に係る物品等の名称（１キログラム又は１トン当たりの単価）及び調達予定数量
 - (1) 凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）事業課管内定置式 459,000キログラム
 - (2) 凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）事業課及び富良野出張所管内 554,000キログラム
 - (3) 焼砂（焼碎石）７号碎石（事業課管内中央地区） 2,440トン
 - (4) 焼砂（焼碎石）７号碎石（事業課管内北部地区） 1,200トン
 - (5) 焼砂（焼碎石）７号碎石（事業課管内東部地区） 400トン
 - (6) 焼砂（焼碎石）７号碎石（士別出張所管内） 820トン
 - (7) 焼砂（焼碎石）７号碎石（富良野出張所管内） 2,000トン
 - (8) 焼砂（焼碎石）７号碎石（美深出張所管内） 220トン
- 2 落札を決定した日
平成26年10月28日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 大成ロテック株式会社
住 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
 - (2) 氏 名 道都化学産業株式会社
住 所 札幌市東区北８条東１丁目１番40号
 - (3) 氏 名 前田道路株式会社
住 所 東京都品川区大崎１丁目11番３号
 - (4) 氏 名 コンス・Ａ・Ｍ・Ｇ株式会社
住 所 旭川市東鷹栖東１条４丁目637番地の47
 - (5) 氏 名 美瑛川砂利碎石販売協業組合
住 所 上川郡美瑛町字下宇莫別第５
 - (6) 氏 名 三共建設株式会社
住 所 士別市東２条北４丁目15番地
 - (7) 氏 名 株式会社山伏パコム
住 所 富良野市本町８番１号
 - (8) 氏 名 コンス・Ａ・Ｍ・Ｇ株式会社
住 所 旭川市東鷹栖東１条４丁目637番地の47

4 落札金額

- (1) 41.0円
- (2) 29.0円
- (3) ア 旭川中央地区 6,400円
イ 幌加内市街地 11,000円
- (4) 6,500円
- (5) 5,900円
- (6) 7,200円
- (7) 7,150円
- (8) 7,500円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年９月12日付け北海道上川総合振興局告示第105号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 旭川市永山６条19丁目１番１号

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第515号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年12月12日

北海道警察本部長 室 城 信 之

- 1 落札に係る物品等の名称（１月当たりの単価）及び数量
オンラインネットワーク用端末装置（3,091式）の賃貸借 一式
- 2 落札を決定した日
平成26年11月27日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社札幌北洋リース
 - (2) 住 所 札幌市中央区大通西３丁目11番地
- 4 落札金額
6,808,968円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年10月17日付け北海道警察本部告示第438号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第516号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年12月12日

北海道警察本部長 室 城 信 之

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
オンラインネットワーク用調査研究用機器の賃貸借 一式

- 2 落札を決定した日
平成26年11月27日

- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 富士通リース株式会社
(2) 住 所 東京都千代田区神田練堀町3番地

- 4 落札金額
368,625円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告
平成26年10月17日付け北海道警察本部告示第439号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目